動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
フロルフェニコールを有効成分とする注射剤（次項及び別表第２に掲げるものを除く。）	（略）	（略）	（略）
フロルフェニコールを有効成分とする注射剤であってグルコン酸マグネシウムを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）	牛（搾乳牛を除く。）	１日量として体重１kg当たり30㎎以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前69日間
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
フロルフェニコールを有効成分とする注射剤（別表第２に掲げるものを除く。）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六条の八第一項、第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月三日

農林水産大臣　江藤　拓